



株式会社 ジェイ・イー・ティ

2023年9月5日

各位

会社名 株式会社ジェイ・イー・ティ  
代表者名 代表取締役社長 房野 正幸  
(コード：6228 TOKYO PRO Market)  
問合せ先 取締役 問田 宗寿  
TEL 0865-69-4080  
URL <https://www.globaljet.jp/>

## 募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2023年8月21日開催の当社取締役会において決議いたしました「公募による募集株式発行の件」につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2023年9月5日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 3,655 円  
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。)
- (2) 仮 条 件 1株につき 4,300 円から 4,630 円

#### 2. 第三者割当による募集株式発行の件

払 込 金 額 1株につき 金 3,655 円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

- (1) 募集株式数 当社普通株式 600,000株
- (2) 売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 800,000株  
② オーバーアロットメントによる売出し(\*)  
当社普通株式 上限 210,000株
- (3) 需要の申告期間 2023年9月7日(木曜日) から  
2023年9月13日(水曜日) まで
- (4) 価格決定日 2023年9月14日(木曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (5) 申込期間 2023年9月15日(金曜日) から  
2023年9月21日(木曜日) まで
- (6) 払込期日 2023年9月22日(金曜日)
- (7) 株式受渡期日 2023年9月25日(月曜日)
- (8) 仮条件決定の理由

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、一部は株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が210,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主であるZEUS Co., Ltd. (以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023年8月21日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式210,000株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、2023年9月25日（上場日）から2023年10月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表記を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である ZEUS Co., Ltd. 並びに当社株主である房野正幸、平井洋行、増田隆、問田宗寿、小野保、今井志郎、HiCAP3 号投資事業有限責任組合、及び当社は、株式会社SBI証券に対し、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止予定日である 2023 年 9 月 24 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である ZEUS Co., Ltd. 並びに当社株主である房野正幸、平井洋行、増田隆、問田宗寿、小野保及び今井志郎は、株式会社SBI証券に対し、東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2024 年 3 月 22 日までの期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社株主である HiCAP3 号投資事業有限責任組合 は、株式会社SBI証券に対し、東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2023 年 12 月 23 日までの期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第 1 募集要項」における発行価格の 1.5 倍以上であって、株式会社SBI証券を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。加えて、当社は株式会社SBI証券に対し、元引受契約締結日から東京証

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2024 年 3 月 22 日までの期間中、株式会社 S B I 証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023 年 8 月 21 日開催の当社取締役会において決議された株式会社 S B I 証券を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社 S B I 証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。